

## 第3回 葛飾区障害者施策推進計画策定委員会 会議録

日 時	令和5年11月20日（月） 午後2時から午後4時まで
場 所	男女平等推進センター 1階 多目的ホール

1 開会

2 議題

(1) 葛飾区障害者施策推進計画・第7期葛飾区障害福祉計画・第3期葛飾区障害児福祉計画（素案）について

(2) パブリック・コメントの実施について

3 その他

4 閉会

## <議事>

### 1 開会

会長：皆さん、こんにちは。今回、障害者施策推進計画と来年4月からスタートする第7期、第3期の計画の素案ができております。この計画は国の計画に基づいての3か年計画となりますので、当然、サービスの見込み量であるとか、次の時期の3年間の福祉の取組等の素案ができております。また新規のものも入っておりますので、それぞれの立場の中でのご意見を積極的にいただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。この会議が終わった後に、区民の方へのパブリック・コメントを経て、最終確定版という形になると思ひます。多くの方の様々なご意見があつてこそ、こういう計画ができますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。本日もよろしくお願ひします。

### 2 協議

#### (1) 葛飾区障害者施策推進計画・第7期葛飾区障害福祉計画・第3期葛飾区障害児福祉計画（素案）について

綿委員長：「葛飾区障害者施策推進計画」について、1ページ「第1章 計画の策定にあたって」から「第3章 計画の基本的な考え方」まで事務局より説明願ひます。

事務局：（資料1、17ページ「第3章 計画の基本的な考え方」まで説明）

綿委員長：ありがとうございました。何かございますか。

林委員：障害者施策推進計画、障害福祉計画、障害児福祉計画と3つの計画とありますが障害者施策推進計画の下に障害福祉計画と障害児福祉計画が並んでいるというイメージでしょうか。それとも、全て横並びなのでしょうか。

事務局：資料1の7ページ「計画の期間」より、葛飾区障害者施策推進計画が6年度から11年度までとなつており、本計画は障害者の施策全般について定めた、障害者基本法に基づいた計画です。第7期葛飾区障害福祉計画と第3期障害児福祉計画は、3年ごとになつており、障害者施策推進計画の具体的な進め方も含めて、サービスの見込み量と、達成するにはどうすればよいか等の具体的な計画という風にご理解ください。

林委員：葛飾区障害者施策推進計画の下に障害福祉計画、障害児福祉計画が並列してあるというイメージでしょうか。

事務局：はい、そうです。

綿委員長：もう少し分かりやすい表記であれば良いと思ひます。

事務局：表現の仕方を工夫させていただきます。

綿委員長：今回、「介護者支援」が、委員の皆さんの方からの意見に基づいて新たに追加され、「育成支援の中での時期を分けていく」ということも、皆さんの意見から、新たに分けられました。17 ページまでのところで、委員会として何かありましたら事務局の方にお伝え願うという形で進めさせていただければと思います。

綿委員長：続いて、「第4章 施策の展開 1 自立支援（4）生活支援」まで事務局より説明願います。

事務局：（資料1、35 ページ「第4章 施策の展開 1 自立支援（4）生活支援」について説明）

住谷委員：資料1の葛飾区障害者施策推進計画（3）社会資源31ページのグループホームの拡充支援の事業目標に、重度障害者向けグループホームの利用者数と人数が示されていました。第1回、第2回の策定委員会で重度身体障害者のグループホーム利用者数を示してほしいとお話ししたことを受けてくださり、ありがとうございます。この数は新規のグループホーム利用者数と考えてよろしいのでしょうか。

事務局：この数字につきましては、グループホームを利用している区分4以上の方となっています。必ずしも新しくグループホームに入ったということではなく、現状で区分4以上の方でグループホームを利用している方の人数をあげております。

住谷委員：翌年になると人数が12名増えているが、これは新しく増えるということでしょうか。それとも既存の方の障害が上がったということでしょうか。

事務局：グループホームについて、出入りはあると思います。このように区分4以上の利用する方を増やしていきたいと考えています。

住谷委員：ありがとうございます。また、「重度障害のある方の地域生活を支援するため、重度障害のある方のグループホームの整備を行う社会福祉法人等に対して整備費及び運営費の一部助成を検討します」とありました。第2回策定委員会でお話ししたことの進展をうれしく思います。「重度障害や医療的ケアに対応したグループホームに対して、東京都とも連携して段階的に拡充支援を行います」との記述があることもうれしく思います。当会会員は重症心身の方、医療的ケアの必要な方、大島分類の重症心身障害周辺子どもたちも多くおります。障害支援区分6、両上肢及び両下肢に障害があり、座っていることも困難な方や知的障害を重複している方で常時複雑な介護を必要としている方もいます。子どもたちの多くは医療と密接です。子どもたちが安心して暮らせるグループホームがで

きることを期待します。どうぞよろしくおねがいします。

綿委員長：ありがとうございます。非常に重要な課題であり、いわゆる居住の場作りというのが、東京都内全体的に課題になっていますので、葛飾区の中でも整備費補助、運営費補助すごく貴重な問題です。12人分が増えていくというイメージでしょうか。

事務局：はい、そうです。増えていく分だけ増やしていきたいということです。

綿委員長：12人分のベッドが増えるというイメージですかね。ぜひ、段階的な拡充を検討していただきたいと思います。資料には東京都との連携と書いているが、東京都の所有地や区有地を積極的に活用する等、他の行政でも行っておりますので葛飾区もご検討願えればと思います。

三木委員：31ページの障害者通所施設の整備支援について、新規の施設整備は社会福祉法人が整備しているということは承知しています。その中で、医療的ケアを受け入れてくださる施設もあるが、その医療的ケアに関して、区から要望や決まり等はあるのでしょうか。それとも個々の施設に一任しているのでしょうか。施設内のやり方と保護者の考えに、少しのズレができるので、安心、安全に通所できるように区がどれぐらい関わっているのでしょうか。

事務局：各施設での医療的ケアの取り扱いについて特に区では定めておりません。ただ、これは医療的ケアだけでは無いのですが、障害の重い方を受け入れると人件費が多くなるので、重度障害のある方を受け入れている施設については区が給付費を上乗せするという形で支援を行い、できるだけ質の高いサービスを提供できるようにしております。支援は行っていますが、特に要望を行っているという状況ではございません。

三木委員：施設ごとの看護師配置について、地域活用型を利用せず、施設内に看護師が1人の場合もありますが、2人居ないと非常時に困るのではないかと常々感じています。区から複数人を基準にする等の申し入れは無く、全て一任する形だと、保護者側はとても言いづらかったり、不満が出たりするのではないかと感じている。この点についての現状を教えてください。

事務局：今のところ看護師の配置の基準は相談できていないのが現状でございます。実態を把握し、どういう風にしていくべきなのか今後検討します。

三木委員：ありがとうございます。

綿委員長：ありがとうございます。これも、とても重要な問題で、重度の医療的ケアの方々が通常に通える場所作りも、おそらく必要だと思います。東京都施設活用型重症心身障害者通所事業を使い、東京都の予算を使って区と連携を取っていく

というのが1つの方法かなと思います。どこの市町村でもやり始めて、東京都も推進していますので、そういったことを活用していくと通所が増えてくるのかなと思います。

林委員：先ほどのグループホームの拡充支援の話ですが、10人ずつ利用者数が増えているのに、令和9年～11年は横ばい、182人必要と書いてあり、障害者通所施設の整備支援も令和6年～8年と増えているのに令和9年～11年は165人と横ばいになっているのは何か理由があるのでしょうか。策定計画なので横ばいの数字ということなのか、施設の制約的なことでしょうか。

事務局：計画として3年間を推測し、その後は様子を見るということで、横ばいにさせていただいております。受け入れが進めば、計画を上回ることもあるとは思いますが、ここで止めるということではございません。

林委員：分かりました。

根本委員：26ページの社会参加促進に向けた支援の充実の中で、医療的ケアを必要とする重症心身障害のある方と書かれていますが、重症心身障害のある方の定義が分かりません。これだと重症心身障害のある方ではなく、医療的ケアがある重症心身障害のある方という風な形で幅が狭くなっているような気がします。また、そのことに関して保護者団体からの聞き取り等を行うことではありますが、団体に入っていない方も含められるよう保護者と保護者団体という形を取れないのでしょうか。

事務局：医療的ケアを必要とする重症心身障害のある方という表現をさせていただいていますが、第1回策定委員会において、そういった方の生涯学習について取組がないのご意見があり、入れさせていただきました。今後の方向としましては、ニーズを把握し施策を考えていきたいということで、入れさせていただきましたのでございます。

綿委員長：ありがとうございます。重症心身障害のある方とあったが、重症心身障害と定義すると幅が狭まってしまうというご意見です。例えば「動ける医療的ケア児」はどこに分類されるのか、ということが今課題になっています。その分類に入らずとも生涯学習は必要になってくるので、「等」という字を入れることによって範囲を広げることができます。重度の方の中にも様々な人がいますので、「医療的ケアを必要とする方等」と幅広く取ることが必要ですので、表現の工夫をお願いします。「保護者団体から聞き取りを行う」という風に書いていますが、実際はそのとおりかと思いますが、やはり「ご本人及び保護者」と書かないといけないと思います。これは、あくまでも障害のある方の計画なので、ご本人抜きで保護者に聞くということではないです。

三木委員：36 ページの今後の方向性の、重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業について、利用拡大策について検討するとあるが、具体的にどういうことでしょうか。今、北区等では時間数が増えていると聞きますが、時間数を増やすのでしょうか。また現在、事業所があまり多くないと聞いていますが、契約している事業者の数はどれぐらいなのでしょう。

事務局：説明は 35 ページまででしたが、三木委員からの質問に先にお答えします。現在、契約している事業者は 10 程度の訪問看護ステーションと契約をしています。ここで拡充していきたいというのは、今は年間 96 時間の上限時間があることから、登録している人は 30 人程度だが、実際使っている方は 8 人程度となっており、上限まで使い切っている方は居ないのが現状です。今後、在宅レスパイトの需要が増加していくと思われまますので、時間の拡大も含めて検討していききたいという意図で書かせていただいております。

三木委員：分かりました。

綿委員長：これも本当に重要な課題です。介護者のための支援が拡充していけば、ご家族、ご本人もいろいろプラスになると思います。本当にご検討いただきたいと思ひます。また何かありましたら、後ほどでも構いませんのでご意見を願ひしたいと思ひます。

綿委員長：続いて第 4 章 施策の展開 1 自立支援生活（7）権利擁護まで、説明願ひします。

事務局：（資料 1、44 ページ「第 4 章 施策の展開 1 自立生活支援（7）権利擁護」まで説明）

住谷委員：資料 1、37 ページに施設職員の介護負担の軽減について書かれています。私を含め、家では親（主に母親）1 人で肢体不自由の子どもを介護する時間が多く、入浴や食事などを対象にヘルパーさんが派遣され負担を軽減していただひています。私たちは 1 人で長時間の支援を行う大変さを知っています。子どもたちが生活する上で、その介護を担っていただく障害者施設の職員方への支援は、子どもたちの暮らしを守るために、子どもたちが幸せに生きるために大切な施策です。働く職員にこの仕事を選んで良かったと思えるような環境（賃金や労働時間など）が整えられることを願ひます。よろしく願ひします。

事務局：施設職員は成り手がいないことが切実な問題であります。区でも可能な限り支援はしていきたく思ひております。また、ICT を使うなど、少しでも肉体的な負担の軽減を今後考えていかなければいけないと思ひておりますので、計画の中に入れさせていただきます。

綿委員長：ありがとうございます。これはすごく難しい問題で、大切な問題です。今、国の施策で支援者や介護者の賃金を 7,000 円上げると議論されています。まだ具体的な話にはなっていないですが、国レベルで取り組まないと、支援者と介護者は定着しないのではないかとすごく感じるところです。また、辞めない職員を作るということも絶対必要です。専門職人材育成を区で行っているところもたくさんありますから、そういうところで辞めない職員を育てる仕掛けがあれば良いと思います。働き方改革の推進で、現在週休3日制のところも増えてきていますので、福祉現場でも働き方改革へのサポートがあると良いと思います。

長田委員：住谷委員がおっしゃっていたことは私も言いたいところですが、国の問題でもあると思います。本当にこの数年は、皆さん人材確保のことでもものすごくお悩みで、私たちも同じように集まらない、何度やっても集まらず派遣に頼らなければいけないような時代になってしまい、この何年間は本当に苦心しています。また、グループホームを増やしたくても人材が集まらなければ、グループホームを開設することはできず、既存のグループホームも職員が足りない状態となっています。例えば高齢化した医療的ケアの方を守ろうとすると、看護師さんを入れ、いろいろ行うこととなり逆に運営が成り立たない時代になってしまいました。現在、緊急一時保護をエタンセルに委託して、地域の障害の方を受け入れてずっとやっていますが、そこでも人材確保についてかなり難しい問題があります。また、グループホームで短期入所の部屋を1つ作ったが、人材確保ができていないため、まだ解消できていません。緊急保護事業は葛飾区の委託でコーディネーター料をつけていただきながら、みんなで、地域の障害者を守ろうということで頑張ってきているので、ここについてはさらっと触れる程度じゃないほうが良いと思います。また、その他の取組とありますが、これも保護者の方が疲れた時、冠婚葬祭がある時、病気になった時に使える大事な制度なので、葛飾区のコーディネーター制度は他の区に無いような制度でもあると私たちは思っていますので、ぜひこれも守っていただきたいです。また、今回少しコーディネーター料が下がるというお話を受けてはいますが、なるべく地域の障害の方を守るために、これからも制度をぜひ続けていただきたいと思います。

綿委員長：ありがとうございます。非常に難しい問題でもあります。副委員長、ご意見ありますか。

三尾副委員長：人材確保の問題は、すごく頭が痛い問題で、やはり業者が介入してしまうと、人材確保のためのお金を人材派遣会社だけがもうかるという傾向にあります。自分たちとしましても、人材がそういうところに登録してしまっただけで確保しづらく、結局入っても辞めていってしまうので、次から次という形になってしまいます。業者の在り方を考える必要があると思っています。今のままでは本当に福祉制度が潰れてしまうぐらいの危機感を持っていて、ある程度行政が人材

確保の対策を立てる必要があると思います。特に、医療の中でも段階があって、医師、看護師、ヘルパーなど下のほうに行けば行くほど、いろいろな形でお金の出方も少なくなってしまうというのが現状です。実際に一番支える人たちが十分な収益を得られていない体制なので、根本的なところを議論しないと本当はいけない、国の問題かもしれないが、地域的にそういうものも少しメスを入れたほうが良いと僕自身は思っています。それ以外については、それぞれの立場からのお話を伺って、なるほどと思っているところです。

綿委員長：ありがとうございました。副委員長が言われたように、まさに人材派遣会社だけがどんどんもうかっていくような事態になっていて、うちもそうですが、時給単価が 3,000 円とか 4,000 円です。でも、その方に払われるのは一部であって、会社に持っていかれているのが現状です。本当に良い仕組みを作る必要があると思います。参考になる事例として品川区が自分達で学校を持ち区で介護職を養成しています。将来的に葛飾区でもしっかりと地域で育てていくという方針にしていけないと、この数字が絵に描いた餅になる可能性もあると思います。また長田委員が言われたように、グループホームを作れますとここで書いても、働く人がいないと手もあげられない現状を抜本的に考える委員会等を設置することも大切かなと思いました。

綿委員長：続いて「2 就労支援」まで、説明をお願いします。

事務局：(資料 1、51 ページ「第 4 章 施策の展開 2 就労支援」について説明)

綿委員長：ありがとうございます。ご意見ありますでしょうか。就労についても国は現在、工賃アップへの様々な取組を行っていく方針であります。これからは障害者の自主生産品販売所の出張販売支援を強化し販路をどんどん拡大しないといけないと思います。他の市町村も取り組み始めたのがネット販売です。出張所だけだと葛飾区の近所の人たちにしか売り先がないですが、ネットを使うことによって一気に全国区に販路が広がるので、ICT 等の活用が工賃アップへつながると思うので、ご検討していただきたいです。

綿委員長：続いて「3 育成支援」まで、説明をお願いします。

事務局：(資料 1、「3 育成支援」について説明)

吉永委員：学校施設のバリアフリー化の推進ですが、車いす使用者用のトイレについて、スペースの問題もあるかと思うが、トイレに収納式ベッドの設置をお願いしたいと思います。いろいろな方が、利用できるように設置をしていただければと



思っております。また、ここには記載がありませんが、現在、発達障害の方や、そうでない方でも学校や特別支援教室にも通えず、フリースクールに行っただけの方もたくさんいるようですが、フリースクールに行っただけの方の費用負担も、親御さんは大変だと思うので、フリースクールにも葛飾区の支援を考えていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

事務局：バリアフリー化につきましては、教育のほうにも、ご意見を伝えていきたいと思っております。また、フリースクールは葛飾区で何かできるものではないですが、ご意見があったということは伝えていきたいと思っております。ありがとうございました。

綿委員長：ありがとうございます。バリアフリー化という言葉より、今はユニバーサル化という言葉を使う方が増えています。ユニバーサルデザインと言って、誰でも使えるデザインであるという意味です。人によって、バリアは違うので、いろいろな人たちが使えるユニバーサルデザインにしていく方法もあると思っております。また、ダイバーシティ・マネジメントという言葉を使う時もあり、多様な人たちへ対応していくということも、言葉的にバリアフリーの意味合いがあると思っております。今の話では、完全にユニバーサルデザイン化していくことが必要なのではないかと思っておりました。そうすることで、いろいろな意味合いで、誰でもちゃんと使いやすいようにしていこうという形に結びつくのではないかと思っておりました。フリースクールの件は難しいですね。学校に行けない子どもたちとか、不登校という言葉自体が難しいですが、そういう子どもたちへの配慮も今後検討していく等の文言も大きく入っていたほうが良いと思うところです。

三尾副委員長：総合教育センターを使って実施していると思っておりますが、もう1つ、保田の活用も考えても良いのではと思っております。保田は基本的には心身障害者を入れていないですが、環境を変えて少し落ち着かせるような形で入れてみると、もしかしたらうまくいくかもしれません。ただし、保田も脱走した子が居ますから、そこを含めて整備が必要と思っております。うちから保田に入れた子、なじめないような子がうまくいった例も出てきますので、うまく使えば、都会のギスギスした環境ではなく、ゆったりした環境を与えるという方法は、葛飾区においては取れる可能性があるのでは、ぜひ一度検討していただくと良いと思っております。今は基本的には身体障害者しか入れないという形になってはいますが、その辺も含めて考えたほうが良いと思っております。学校の中のバリアフリー化、トイレの問題についてですが、医師会自身も実はトイレがバリアフリーになっていなくて申し訳ないと思っております。学校というのはバリアフリー化が遅れている傾向なので教育委員会で考えてもらう必要があると思っております。障害を持った方が多少なりとも一般の学校に来るということを考えた時に、最低限、トイレやトイレの用意ができるようなスペース等の環境整備は区で考える必要があると思っております。

で、ご配慮いただけると良いかなと思いました。

綿委員長：ありがとうございます。今後学校内でも配慮が必要になってくるだろうと思います。インクルーシブ教育を目指そうという目標があって、フルインクルーシブ教育はなかなか難しいですが、それを実現する際にトイレの問題は解決する必要があると思います。

住谷委員：区内の小学校・中学校と交流した経験からお話ししますが、20年ぐらい前に行きましたが、車いすのトイレが体育館にありました。ただ、災害時に体育館を避難所として利用した際に、水害だと体育館のトイレが被災して使用できなくなるかもしれないので、校舎の上の階にあれば良いかなと思いました。上の階に行けば行くほど、車いすの方が使えるトイレはない状態です。本当に水害や災害の対策をするのであれば、最上階にも必ず車いすと、ユニバーサルデザインのトイレを作らないと意味がないと思います。ただ、水害の際にトイレが使えるかどうかは微妙なところなので、代替手段として袋にしまう形のトイレと、スペースを用意する等、実態に合わせた対策をしていただけるとありがたいです。

綿委員長：ありがとうございます。防災計画でも障害者の方の防災は、とても大変な問題ですし、福祉避難所も整理していかなければならない問題だと思いました。貴重なご意見ありがとうございます。事務局からありますでしょうか。

事務局：学校のバリアフリー化を進めていくと書いてあり、副籍なり交流教育をやっていく中で、障害を持っている方も学校の中に入っていくことが今後増えていくと思いますし、そうなることが望ましいと思いますので、教育委員会と連携を取りながら、できることはしたいと思っています。

中島委員：教育委員会事務局教育次長の中島と申します。ただいま、バリアフリー化のお話を頂戴いたしました。スロープにつきましては、これまでも計画的に毎年、何校か設置をしております。物理的に改修の工事ができないようなところにつきましては、備品で購入等の対応をさせていただいているところでございます。水害時に体育館の車いす用トイレが心配ということですが、すぐに全部は難しいですが、現在改築を進めており、体育館を1階ではなく上の階等に設置をする形で、水害の際にも対応ができるように整備を進めているところでございます。先ほど、事務局から副籍交流の話もありましたが、教育委員会としても、これからも、副籍交流を積極的に進めていきたいという考えでございます。古い学校ですと、物理的なこともあって難しいと思いますが、できる限りの環境改善については、引き続き取り組んでいきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

綿委員長：続いて「4 地域で支えあうまちづくり」まで、説明をお願いします。

事務局：(資料 1、71 ページ「4 地域で支えあうまちづくり」まで説明)

綿委員長：ありがとうございます。まちづくりについてご意見、ご質問ありますでしょうか。

三尾副委員長：私の病院も、たくさんの患者さんが来た際に、自転車がたくさん駐輪されます。目の不自由な方が歩いていて、そこに自転車の障害物がいきなり出てくるというのは、非常に不安を感じられるそうです。放置自転車というのは障害者対策において非常に大事なところで、区民に対して問題意識を持つようにアピールしたほうが良いと思います。お互いを思いやれるような社会を作るような 1 つの方策を区として出されると良いと思うので、ぜひ区で啓発していただくことが大事かなと思っております。

綿委員長：ありがとうございます。事務局からいかがでしょうか。

事務局：先生からの発言、非常に重要なことだと考えています。障害福祉課で、車いすを利用されている方や聴覚障害者の方の体験をしてもらい、障害を持つことを理解してもらう講座の準備を始めています。対象は小学生とその保護者で、小さい段階から、できるだけそういう機会を経験することによって、自分が経験していないことにも思いをはせられるようにする取組です。理解と交流の促進では、そういったことも視野に入れ、これからも進めていきたいと考えております。

綿委員長：ありがとうございます。積極的な行動を起こさないと変わらないので、ぜひお願いしたいなと思います。葛飾区独自の駐輪禁止のシール等が貼られていると、みんなが気遣うようになっていくと思います。

住谷委員：金町駅の南口で無電柱化された場所に住んでいます。本当に通りやすいですが、ほんの少しの私有地に自転車が駐輪されていたり、自転車放置がされていたりして、せっかくきれいに整備していただいたのに、狭くなってしまっていることをすごく残念に思うことが多々あります。また、金町駅のホームドアは、まだ設置されていません。65 ページの、令和 5 年度に JR 亀有駅と JR 金町駅のホームドアが設置されましたと書いているので記載内容を見直した方がいいと思います。69 ページの防災対策の充実についてですが、今後の取り組むべき課題に書かれていることに心配が募ります。会員には自助が大切なことを発信し続けていますが、「個別支援計画を作成したから」とか、「大丈夫助けてくれるから」と楽観的に話される方もおり、災害への備えの重要性をなかなか理解していただけないことも多いです。昨日開催された荒川流域防災住民ネットワークの講演会で、東京大学生産技術研究所の加藤先生が、「東京消防庁が保有する救急車は 350 台ほど、1 人の傷病者当たり 2 時間の稼働時間が必要として計算すると、

発災 12 時間で先着 2,100 名限りの救援となる」と話されていました。公助に限りがあること、すぐに支援が来ないこと、どのような自助が必要であるかなど、理解啓発も深めてください。

綿委員長：ありがとうございます。災害時に救急車が来るわけではないので、そういうことも踏まえて、防災環境を整える必要があると思います。

吉田委員：都市整備部長の吉田でございます。ホームドアについては、一時期半導体の不足より、来年度に伸びるという話もあったのですが、金町駅と亀有駅については、今年度中に設置する予定で公表されました。新小岩駅は申し訳ないですが、来年度にまたがってしまう状況でございます。

放置自転車の話についてですが、まさに三尾先生と住谷委員のおっしゃるとおりだと思います。そういった方が歩くということをまず認識していただくこと、放置自転車に関しては駐輪場をご利用いただくこと等、厳しいところではありますが、駅前には利用者が多いので、強化をしてまいりたいと思っています。また全体としては、関係団体の方や、国道や都道といった道路管理者の方々に入っただいて、移動円滑化等促進方針の策定もやっております。その中でも、特定路線等は強化をしていきたいと思っています。今後ともよろしく願います。

綿委員長：ありがとうございます。本当に大切な問題ですので、積極的に取り組まれるといいかなと思います。

小網委員：放置自転車の件ですが、駐輪場が最近値上げされていまして、それも影響しているのではないかと思います。金町駅周辺東急ストアの有料駐輪場や、駅の南側の地下駐車場も軒並み値上げをした関係で放置自転車がものすごいことになっています。金町駅北口の団地の庭のところが放置自転車だらけで、有料駐輪場はガラガラになっている状態です。いろいろな障害を持った方やお年寄りもびっくりしてしまうぐらい邪魔になっているので、早急に手を打っていただきたいと感じております。ホームドアについてですが、現状ホームに人があふれているぐらい利用者がいるので、障害を持っている方の利用を心配しています。

綿委員長：ありがとうございます。まさに障害福祉課だけでなく、いろいろな課が連携して実施していく話だと思います。そして、障害者の方も区民ですから、住みやすいまちづくりをぜひ目指していただきたいと思っています。貴重なご意見ありがとうございます。

下山委員：駅のバリアフリートイレについてですが、1つだけで大丈夫という風潮が実はあって、利用しようとした際に使用中になっていることが多く、恥ずかしい話ですが、過去に漏らしたことがあります。一般の方がなぜか 15 分くらい利用されているので、男子トイレ、女子トイレの中にベッドは無くてもいいので、もう

1つ車いすが入れるスペースのトイレがあればうれしいです。2畳くらい大きいスペースは、非常にありがたいのですが、1畳くらいの車いすと介助者が入れられるようなスペースのあるトイレを確保していくという考え方も、大変重要なポイントだと思いますので、スペースの問題もあるかとは思いますが、ぜひご検討いただけたら、ありがたいなと思います。

綿委員長：ありがとうございます。まさに65ページで、ユニバーサルデザインとありましたが、どうしても、広いスペースか普通のトイレの二択になってしまうので、もっと柔軟に、まさにダイバーシティ・マネジメントが重要になってきます。現在、大きいトイレが多目的トイレってなっているので、中で小さいお子さんの授乳をされる方もいらっしゃいます。そうすると、本来の目的ではないのに、授乳スペースがないから、多目的トイレでやらざるを得ず、本当に必要な方々が使えなくなってしまいますが、多目的いわゆるプライオリティトイレになっているので、一概にダメとは言えない状況です。いろいろなプライオリティがあるので、それに柔軟に対応できるユニバーサルデザインの、ちょうどいい広さのトイレや小さい子どもの授乳する時のスペース、子どもの落ち着きがなくなった時に落ち着ける部屋などが、いろんなところにある、「すごいな、葛飾区いろいろあるぞ」というぐらいになれば素敵だなと思います。まだまだ東京都全体ではできていませんから、そんなご意見の中で、工夫していくというのは必要かなと思います。

住谷委員：よく車いすの娘と出かけます。車いすトイレが空かない原因の1つにオムツ替えがあります。今の子育て世代は、お父さんがオムツ替えをすることも増えていて、女性のトイレにはオムツ替えシートがありますが、男性のほうにないです。東京都のまちづくり条例のトイレのハンドブックの中には、男性のトイレの中にもオムツ替えシートを作ってくださいと要望されているので、実現すれば良いなと思います。また、女の子の赤ちゃんもいるので、オムツを替えている真後ろを人が通らないような配置で作ってあげてほしいと母親としては思います。どうぞよろしくお願いいたします。

綿委員長：それぞれが本当に貴重なご意見で、皆さんのそれぞれの立場からのご意見ですので、反映できるよう議事録を残していただければと思います。

綿委員長：続いて「第7期葛飾区障害福祉計画」について、説明をお願いします。

事務局：(資料1、72ページ「第7期葛飾区障害福祉計画」について説明)

綿委員長：ここまでのところで、いかがでしょうか。

綿委員長：この前も聞いたかもしれませんが、ショートステイについて、コロナの影響

を受けて、一気に利用量が減ったと思いますが、それについては勘案していますか。

事務局：はい。コロナ前まで遡っています。

綿委員長：コロナによって数字が結構違っているのので、各市町村はコロナ前の数字を使うのが一応結論となっています。

見込み量等で、ここはもっと増やしたほうが良い、減らしたほうが良い等ありましたら、お知らせ願えればと思いますが、引き続き障害児福祉計画も説明をお願いします。

事務局：(資料 1、102 ページ「第 3 期葛飾区障害児福祉計画」について説明)

綿委員長：ありがとうございました。子どもの方のサービスも含めて、ご意見ありますでしょうか。

綿委員長：見込み量について、法律に変化があったところは数字が変わるかもしれないと思います。児童福祉法の改正があり、放課後等デイサービスが大きくタイプ 2 つ、総合支援型と特定プログラム特化型に分かれます。これまでのような軽度の子どもたちの行き場がなくなる可能性があります。国のほうでは、塾みたいのところ、ピアノ教室みたいのところ、体操教室みたいところの放課後等デイサービスではダメだとしており、そういうところが撤退するということが来年の 4 月で起こるかも知れず、行き先がなくなる子どもたちが出るかも知れません。さらに、重度対応型になると行先が元々ないことから、見込み量を今までとおりの数字にしているが、法律が変わると事業者数が大きく変動するので、そこは注視しておく必要があると思っています。私の法人も 4 つぐらい持っていますが、3 つに集約してはどうかという意見がやはり出ています。各事業所ではそういう検討に入っていると思います。板橋区では、子どもの事業所を全部集めて、特化型や総合支援型とはどういうものなのかという事業所向け勉強会を区が主催で実施しています。法律の変化についてこられない事業所があると思いますので、法律変更があった際の対応も検討していただければと思います。

小網委員：80 ページの生活介護のところ、B 型就労継続支援のサービスを利用されていた方が、お年を召してできないことが増え、生活介護に移行するというケースが近年増えているということを聞きました。それを勘案した上で、この数字なのでしょうか。

事務局：例えば B 型で通っていたが、高齢になり、作業より生活介護へという方が実際に出てきており、区内の事業所でも B 型の定員を減らして、生活介護にまわす事業所がいくつか出てきております。生活介護の月利用見込みが 900 人ぐら

いですがけれども、生活介護は定員に余裕があるのと、亡くなる方や、地域で受け入れが難しく施設に入られる方がいるなど、施設の出入りは頻繁にあります。昔はどんどん増やしていかなければならない状況でしたが、今は逆に利用者を確保しなくてはいけない状況なので、施設の新設ではなく、改築をするときに定員を増やしていくことや、B型の定員を生活介護に移すことで、確保できるのではないかと見込んでいるところです。

小網委員：ありがとうございます

綿委員長：ありがとうございます。大切なご指摘だと思います。一時期、B型の利用者がどんどん生活介護に行くので、生活介護を増やしていましたが、今は8050問題で、家族は限界が来ています。数がとても増えたので、遠くのグループホームに入ったりして地方に居住を求めていく方も多いです。そう考えると、空き始めたのはおっしゃるとおりで、増えてきていると思います。

住谷委員：B型も同じような状況になっているというお話はよく聞きます。高齢化しているのに、賃金向上というすごく難しい問題を与えられて、職員の方がそれをすごく負担に感じているという話を聞く場面がありますので、全体的な問題だと思います。目標、目標とお尻をたたくのではなく、本人たちの実態に合わせて、本人たちの幸せである生活が守られるような施策がされていくことを願います。本人と本人の生活を支えてくださる職員さんたちが幸せであったら良いと思うので、いろいろなところで生じている高齢化への対策をとっていただきたいなと思います。

綿委員長：ありがとうございます。これは、B型も同じですね。B型は高齢化しても定年がないですから、僕の所のB型の最高年齢は78歳です。78歳は、もう行くところがないわけで、新卒の子たちが19歳で入ってきて、その19歳の子と78歳の方が一緒のスペースで同じ作業をやっているような、とんでもない状況です。本当にB型の大きな問題というのは、例えば高齢化した方を、せいぜいグループで分けるぐらいしかできず、若いB型と、高齢のB型も法的には同じになりますので、国の基準の10対1の職員配置基準では当然回らないわけです。そうすると、これは高齢化対策としてどうしていくかという問題で、大きくいろいろな事業が中に入ってくるので、ご意見としてとても大切なことだと思っています。

その他いかがでしょうか、よろしいですか。また何かありましたら、ご意見を事務局に送っていただければと思いますので、最初の議案については、ここで一旦終わります。

## (2) パブリック・コメントの実施について

綿委員長：続いて「(2) パブリック・コメントの実施について」事務局より説明をお願いします。

事務局：(資料2、(2)「パブリック・コメントの実施について」説明)

綿委員長：このパブリック・コメントで、ぜひお願いしたいことがあります。葛飾区のパブリック・コメントは、どれほどのパブリック・コメントが寄せられるものなのでしょうか。寄せられる意見の件数はどれぐらいでしょうか。

事務局：40～50件くらいはいつも来ていたと思います。

綿委員長：パブリック・コメントは人口比から見て40～50件が果たして多いのかというところは結構言われているところではあります。また、パブリック・コメントが閲覧コーナーや、ホームページから閲覧できると良いと思う理由として、パブリック・コメントというのは啓発活動の1つでもあるからです。なので、たくさん見て欲しいですし、たくさんご意見欲しいので、僕はいつも委員の皆さんや団体の皆さんにも周知をしていただくようにしております。そうすることによって、いろいろな人たちが、意見を出してみようとなり、パブリック・コメントが多ければ多いほど、活動の周知につながっていくと思うので、やはり大切な啓発活動でもあるのかなと思います。ですから委員会の皆さんも、知り合いの方に、こういうパブリック・コメントへの積極的な参加を呼び掛けられると、もっとたくさんの方の目につくと思いますので、ぜひお願いします。そういう取組をやっていただければ、パブリック・コメント本来の意味になってくると思いますので、こういった取組も事務局や委員の皆さんでもしていただけると良いかなと思います。その他、何かパブリック・コメントについてのご意見いかがでしょうか。よろしいでしょうか。また何かありましたら、事務局へご意見いただければと思います。

## 3 その他

綿委員長：再度事務局より、事務連絡等お願いしたいと思います。

事務局：次回の策定委員会につきましては、1月31日の午後1時30分から、本日の会場であります、男女平等推進センター多目的ホールにおいて開催を予定しております。次回の策定委員会では、パブリック・コメントの結果及び寄せられた意見と本日の意見も踏まえた計画案をお示しする予定でございます。日程が近づきましたら、また改めて開催通知を送付させていただきますので、よろしく願いいたします。以上でございます。



#### 4 閉会

綿委員長：ありがとうございました。これをもちまして、葛飾区障害者施策推進計画策定委員会を閉会したいと思います。今日は皆さん、ご協力ありがとうございました。

(閉会)